

「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正（案）に対する意見の概要及びそれに対する考え方

| No. | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|--|--|
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> 「著しく低い」という文言は恣意的であり、解釈に幅があることから、違反行為を確実に捉えることができないのではないかと懸念されている。例えば「不当に低い」といった、同意語であって、違反行為を包含する言葉に書き換えたほうがよいのではないかと懸念されている。 <p style="text-align: right;">【無記名】</p> | <ul style="list-style-type: none"> 今回の下請法運用基準改正案は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日）」を踏まえて、通常支払われる対価を把握することができないか又は困難である給付について、下請法第4条第1項第5号でいう「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」に当たる事例を例示することで、特にコストが著しく上昇している状況における下請代金の据置きについての解釈・考え方を更に明確にしたものであり、「著しく低い」という文言に限って明確化を図るものではないことから、原案のとおりとさせていただきます。 なお、個別のケースにおいて、下請法上の買ったときに該当するか否かは、「下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断（下請法運用基準第4の5（1）」されることとなります。 |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> 下請法運用基準改正案は、中小企業の価格改定交渉に一筋の光明を見出し、時節に合ったものと考えられる。 実際の交渉においては、親事業者からの心理面での圧力（表情、高圧的口調、別件、例えば従来とレベルの違う高い品質要求が満たせないと発注を減らす等）により、下請事業者から価格交渉を言い出せない局面があると考えられる。そこで、下請法運用基準改正案には、「親会社は価格交渉してくる下請業者に心 | <ul style="list-style-type: none"> 賛同の御意見として承ります。 今回の意見募集は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日）」の公表等を踏まえた下請法上の買ったときに関する下請法運用基準の改正案に係るものです。具体的には、通常支払われる対価を |

| No. | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|--|---|
| | <p>理的圧力をかけないこと。価格交渉を行ったことにより不当に将来の取引を縮小しないこと。」といった内容を追記していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p> | <p>把握することができないか又は困難である給付について、下請法第4条第1項第5号でいう「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」に当たる事例を例示することで、特にコストが著しく上昇している状況における下請代金の据置きについての解釈・考え方を更に明確にするものであり、頂いた御意見については今後の参考とさせていただきます。</p> |
| 3 | <p>・ 企業や行政機関が実施する入札（相見積）案件では、コストが上昇しているにもかかわらず、設定価格が10年以上変わらないものも存在する。コストの上昇に伴い、設定価格が引き上げられなければ、入札に参加する事業者は仮に受注ができたとしても利益が圧迫されることになってしまう。この点を御認識いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p> | <p>・ 今回の意見募集は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日）」の公表等を踏まえた下請法上の買いたたきに関する下請法運用基準の改正案に係るものです。具体的には、通常支払われる対価を把握することができないか又は困難である給付について、下請法第4条第1項第5号でいう「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」に当たる事例を例示することで、特にコストが著しく上昇している状況における下請代金の据置きについての解釈・考え方を更に明確にするものであり、頂いた御意見については今後の参考とさせていただきます。</p> |
| 4 | <p>・ 今回の下請法運用基準の改正に伴って、公正取引委員会が公表している「よくある質問コーナー（独占禁止法）」の優越的地位の濫用に関わるQ&Aも改正されるのか。</p> <p style="text-align: right;">【無記名】</p> | <p>・ 今回の下請法運用基準改正案は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日）」を踏まえて、下請法上の買いたたきの「対価要件」、つまり、「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」に係る、解釈・考え方が更に明確になるようにしたものです。</p> |

| No. | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|--|--|
| | | <p>他方、独占禁止法では、「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商習慣に照らして不当に、取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定すること」（第2条第9項第5号ハ）を優越的地位の濫用として禁止しており、下請法と異なり、条文上「対価要件」に当たる規定がありません。</p> <p>公正取引委員会のウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー（独占禁止法）」のQ&A 20においては、特に労務費、原材料費、エネルギーコストが著しく上昇した場合において、その上昇分を取引価格に反映しない場合に、独占禁止法上の優越的地位の濫用（取引の対価の一方的決定）として問題となるかの観点から考え方をお示したものであり、今回の下請法運用基準改正案に対応する修正を行うものではないことから、更新は行いません。</p> |
| 5 | <p>・ 今回示されている下請法運用基準の改正がなされた後であっても、法第4条第1項第5号で禁止されている「買ったたき」に該当するか否かの判断に当たり、「下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか」が重要な判断要素であることは変わらないという理解でよいか。</p> <p style="text-align: right;">【無記名】</p> | <p>・ 買ったたきに該当するか否かについては、「下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断（下請法運用基準第4の5（1））」されるものであり、この考え方は今回の下請法運用基準改正案においても変更するものではありません。</p> |
| 6 | <p>・ 下請法運用基準改正案の第4の5（1）イでは、コストについて言及していることとのバランスを考えると、下請法運用基準改正案の第4の5（1）アについて</p> | <p>・ 下請法運用基準改正案の第4の5（1）アについては、下請事業者の給付の内容が、従前の給付と同種又は類似の</p> |

| No. | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|---|--|
| | <p>も「当該給付に係るコストが低下していないにもかかわらず（設定された）」といった表現が必要ではないか。</p> <p>・ 「公表資料から把握することができる場合において」との表現があるが、業種によっては原材料価格についての資料が公表されていないため、下請事業者保護の観点からするとこの表現はマイナスのように思われる。下請法運用基準改正案の第4の5(1)アとのバランスからすると、一般的に、主なコストの著しい上昇があるにもかかわらず据え置かれた下請代金の額は「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」としても構わないのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p> | <p>ものであった場合、従前の給付に係る単価で計算された対価に比べて著しく低い下請代金を「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」として取り扱うというものであり、現行の下請法運用基準から趣旨・内容に変更はなく、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、買ったときに該当するか否かについては、下請法運用基準第4の5(1)において、「給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断」される旨を明記しているところ、当該箇所は今回の改正においても変更するものではなく、下請法運用基準改正案の第4の5(1)アにより、下請代金の額が「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」として取り扱われる場合においても、原材料等の価格動向等は考慮要素の一つとなります。</p> <p>・ 下請法運用基準改正案第4の5(1)イは、あくまで「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」に当たる事例として例示したものであり、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、個別のケースにおいて、下請法上の買ったときに該当するか否かは、「下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断（下請法運用基準第4の5(1)）」されることとなります。</p> |

| No. | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|---|--|
| 7 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引先の大手企業の多くで手形等のサイトの見直しは進んでいない。そこで、下請法の対象外の取引においても、長期のサイトの手形等の利用を規制するための規定を設けていただきたい。例えば、以下のようなものが考えられる。 ①資本金 3 億円超の企業が資本金 3 億円以下の企業から商品を購入する場合、サイトが 60 日を超える手形での支払いは認めない ②資本金が 1 千万円超～3 億円以下の企業が資本金 1 千万円以下の企業から商品を購入する場合、サイトが 90 日を超える手形での支払いは認めない <p style="text-align: right;">【個人】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の意見募集は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和 5 年 11 月 29 日）」の公表等を踏まえた下請法上の買いたたきに関する下請法運用基準の改正案に係るものであることから、頂いた御意見については今後の参考とさせていただきます。 |
| 8 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 運用基準の改正に賛成する。 ・ トンネル会社規制においては、子会社等がみなし親事業者となるためには、 ①親会社から役員任免、業務の執行又は存立について支配を受けている場合かつ②親会社からの下請取引の全部又は相当部分について再委託する場合といった要件を満たす必要があるところ、①②のどちらかの要件を満たしたことをもって、子会社等をみなし親事業者とするように法改正をするべきではないか。 ・ 資本金額のみでなく、新たに実態面での基準を設けることで、下請法の保護対象となる下請事業者の範囲を広げる必要があるのではないか。 ・ 下請事業者が円滑な価格転嫁を実現するためには多重下請構造によって生じる課題についても整理する必要があるのではないか。 <p style="text-align: right;">【個人】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 賛同の御意見として承ります。 ・ 今回の意見募集は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和 5 年 11 月 29 日）」の公表等を踏まえた下請法上の買いたたきに関する下請法運用基準の改正案に係るものであることから、頂いた御意見については今後の参考とさせていただきます。 |
| 9 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 下請法運用基準の改正に賛成する。 <p style="text-align: right;">【個人】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 賛同の御意見として承ります。 |
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 締結済みの業務委託契約に基づく下請代金の額を今回の下請法運用基準の改正後に変更する義務は下請法上発生しないという理解でよいか。 <p style="text-align: right;">【無記名】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の下請代金の額を定める行為が下請法上問題となるか否かは、個別の事案ごとに判断されることとなります。 |

| No. | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|--|---|
| | | <p>なお、下請法上の買ったときに該当するか否かは、「下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断（下請法運用基準第4の5(1)）」されることとなります。</p> |
| 11 | <p>・ 最低賃金は各都道府県で異なる場所、下請事業者の本店所在地の最低賃金の上昇率を反映すれば、その下請代金の額は今回の下請法運用基準改正案に照らして「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」に当たらないとの理解でよいか。</p> <p style="text-align: right;">【無記名】</p> | <p>・ 下請法運用基準は下請法違反行為の未然防止等のために、下請法の解釈・考え方を明らかにしているものであるところ、下請法上の買ったときに該当するか否かは、下請法運用基準にも記載があるように、個別の事案ごとに「下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断（下請法運用基準第4の5(1)）」されることとなります。最低賃金の上昇率をどのように反映するかについてなど、下請代金の額の決定に当たっては、親事業者と下請事業者が十分な協議を行った上で決定していただく必要があります。</p> |
| 12 | <p>・ 「経済の実態が反映されていると考えられる公表資料」の具体的な例を挙げていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【無記名】</p> | <p>・ 原材料価格やエネルギーコストについても、「国内企業物価指数」、「石油製品価格調査」といった「経済の実態が反映されていると考えられる公表資料」に該当する資料が存在しますが、これらを一概に規定することは困難である</p> |

| No. | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|--|---|
| 13 | <p>・ 下請法の適用対象となる下請事業者については、多国籍企業や、PRIME 市場に上場している大企業の子会社である場合も多く、そのような場合に、契約締結先が偶然、資本金 1000 万円の子会社であるというだけの理由で下請法の適用がされることは、そもそもの下請法の制度趣旨にはそぐわず、かつ、親事業者側及び下請事業者側の業務を不要に増やしているきらいがある。</p> <p>このような、下請法の本来の趣旨にはそぐわない、形式的な「下請事業者」への下請法の適用は、親事業者側においても、下請法順守の存在意義の懷疑や順守への意欲を損なわせることにつながりかねず、下請法の順守の重要性は強調しつつも上記に記載したような本来的に下請法が予定していない下請事業者を適用対象から除外するよう、明文化していくことが、下請法のより徹底したコンプライアンスの進展に資するものと考える。</p> <p style="text-align: right;">【無記名】</p> | <p>ことから、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>・ 今回の意見募集は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和 5 年 11 月 29 日）」の公表等を踏まえた下請法上の買いたたきに関する下請法運用基準の改正案に係るものであることから、頂いた御意見については今後の参考とさせていただきます。</p> |
| 14 | <p>・ 以下の場合について、下請法上の買いたたきに該当するかを御教示いただきたい。</p> <p>①下請法の適用対象がある取引の契約期間が 3 年間であり、契約締結当時は貴委員会の運用基準に沿った下請代金の決定が行われたものの、その契約期間である 3 年間の間にインフレーションが起きて、下請代金の金額が「主なコストの著しい上昇」を踏まえた価格になっていないことになってしまった場合において、下請事業者が契約期間途中での下請代金の変更を要請したものの、親事業者が、「契約期間中の契約の一方的変更はできず、契約期間終了後に改めて契約を締結することになった場合にはその時点での主なコストを将来の契約において反映することはやぶさかではない」と説明して当該要請を断った場合。</p> <p>②下請事業者・親事業者間の契約交渉の過程で、下請事業者が以下の価格調整条</p> | <p>・ 下請法上の買いたたきに該当するか否かは、下請法運用基準にも記載があるように、個別の事案ごとに「下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断（下請法運用基準第 4 の 5 (1)）」されることとなります。</p> |

| No. | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|--|--|
| | <p>項を契約書に盛り込むことを要求したものの、親事業者が断った場合 <価格調整条項（案1）> 「本契約に基づく下請代金は、金 X 円（税込）とする。 ただし、本契約の契約期間中に、本契約の給付に係る主なコスト（労務費、原材料価格、エネルギーコスト等）の著しい上昇が生じた場合、親事業者に対して下請事業者は下請代金の金額の変更を要請することができる。かかる要請に際して、下請事業者は、当該著しい上昇を示す客観的資料を親事業者に対して提出するものとし、かかる要請から 2 か月以内に親事業者及び下請事業者の間で協議が整わなかった場合、各当事者は本契約を一方的に解約することができる。」</p> <p><価格調整条項（案2）> 「本契約に基づく下請代金は、金 X 円（税込）とする。 ただし、本契約の契約期間中に、本契約の給付に係る主なコスト（労務費、原材料価格、エネルギーコスト等）の著しい上昇が生じた場合、親事業者に対して下請事業者は下請代金の金額の変更を要請することができる。かかる要請に際して、下請事業者は、当該著しい上昇を示す客観的資料を親事業者に対して提出するものとし、かかる要請から 2 か月以内に親事業者及び下請事業者の間で協議が整わなかった場合、親事業者の同意がなくとも、当該資料に照らして合理的な下請代金に自動的に変更されるものとする。当該変更後、変更後の下請代金を下請事業者は親事業者に速やかに通知するものとする。」</p> <p style="text-align: right;">【無記名】</p> | |
| 15 | <ul style="list-style-type: none"> 親事業者・下請事業者間の業務委託契約の交渉過程で、下請事業者が「主なコスト」（意見対象の運用基準 5 買ったたき イ）の著しい上昇があった場合に価格調整ができる旨の条項を追加することを提案したものの、それを親事業者が明確な理由を述べずに断った場合、買ったたきに該当するという理解でよい | <ul style="list-style-type: none"> 下請法上の買ったたきに該当するか否かは、下請法運用基準にも記載があるように、個別の事案ごとに「下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決 |

| No. | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|---|--|
| | <p>か。</p> <p style="text-align: right;">【無記名】</p> | <p>定内容、通常対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断（下請法運用基準第4の5（1））」されることとなります。</p> |
| 16 | <p>・「買ったときに該当するか否かは、下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか（中略）総合的に判断する。」この部分の記載は不要ではないか。第4の5（1）ア又はイに該当した場合には直ちに買ったときに該当し下請法違反となるような基準でなければ、現状と何ら変わらないのではないか。禁止行為はいかなる理由があろうが禁止としなければ、改正の意味はないと思う。</p> <p>・ 売上高100億円の企業の資本金が1000万円であった場合、下請法上の親事業者にはなり得ない。また、従業員が数百人規模の企業の資本金が1000万円であった場合も下請法上の親事業者にはなり得ない。これらの企業が資本金500万円、従業員10人程度の企業と同じ扱いとなっているのは適切ではない。</p> <p style="text-align: right;">【無記名】</p> | <p>・ 下請法運用基準改正案第4の5（1）ア及びイは「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」に当たる事例として例示したものです。</p> <p>下請法上の買ったときとして問題となるのは、下請法第4条第1項第5号の要件を満たした場合、つまり、「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」を「不当に定める」場合であり、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>これを踏まえて、個別の行為が買ったときに該当するか否かは、「下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断（下請法運用基準第4の5（1））」されることとなります。</p> <p>・ 今回の意見募集は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日）」の公表等を踏まえた下請法上の買ったときに関する下請法運用基準の改正案に係るものであることから、頂いた御意見については今後の参考とさせていただきます。</p> |

| No. | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|--|---|
| 17 | <p>・ 今回の下請法運用基準の改正については、「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」を判断する際の具体的な指標が示され、一歩前進した措置であると評価する。</p> <p>・ しかし、私どもの業界における取引実態は、下請法の対象となる取引は少なく、今回の運用基準改正の内容を活用できないのではないかと危惧している。今後は、下請取引だけでなく、さらに広く取引実態を包摂できるよう、さらなる改善措置を強く希望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p> | <p>・ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>・ 今回の意見募集は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日）」の公表等を踏まえた下請法上の買いたたきに関する下請法運用基準の改正案に係るものであることから、頂いた御意見については今後の参考とさせていただきます。</p> |
| 18 | <p>・ 当社は社員約50名の中小建設機械メーカーであるところ、購入材料の大半を占めるエンジン・油圧機器・鉄板などのサプライヤーは上場企業など当社より圧倒的に規模の大きい企業となっており、サプライヤーからの値上げ要請があれば有無を言わず受け入れるしかない。</p> <p>また、当社の製品の買い手の多くも当社より規模の大きな企業であり、当社の製造コストが上がってもなかなか売価に転嫁することができない。</p> <p>このような状況の中、当社の受け取る手形は、サイト60日超のものが残ったままである一方、当社が下請事業者に対して交付する手形については、指導基準の変更に伴ってサイトを短縮する必要があり、当社としては資金繰りが苦しくなる。</p> <p>下請法対象外の取引で交付される手形についても、サイトを60日以内とするように指導していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p> | <p>・ 今回の意見募集は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日）」の公表等を踏まえた下請法上の買いたたきに関する下請法運用基準の改正案に係るものであることから、頂いた御意見については今後の参考とさせていただきます。</p> |
| 19 | <p>・ 国土交通省からトラックの標準的な運賃が告示されたものの標準的な運賃でされている取引は国内でも極一部である。</p> <p>標準運賃を下回る運賃を地域の相場に応じた「通常の対価」として取り扱うので</p> | <p>・ 今回の意見募集は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日）」の公表等を踏まえた下請法上の買いたたきに関する下請法運用基準の改</p> |

| No. | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|---|--|
| | <p>あれば、人手不足・無理をさせる危険な業務・法令違反を国及び法律が黙認又は容認することになるのではないか。</p> <p>「通常対価」を地域の一般に支払われる対価ではなく、標準的な運賃で告示された金額を「通常対価」として取り扱っていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p> | <p>正案に係るものです。具体的には、通常支払われる対価を把握することができないか又は困難である給付について、下請法第4条第1項第5号でいう「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」に当たる事例を例示することで、特にコストが著しく上昇している状況における下請代金の据置きについての解釈・考え方を更に明確にするものであり、頂いた御意見については今後の参考とさせていただきます。</p> |
| 20 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 下請事業者から価格交渉の要請がないにもかかわらず、親事業者から価格交渉の申し出をする必要があるとするのは非常に乱暴ではないか。 ・ 下請事業者の所得が上がらない要因は、オーナー一族による搾取、内部留保等が原因であり、これらの問題に対処すべきではないか。 <p>・ エネルギーや素材価格は常に上下している。今回の下請法運用基準改正案はコストが上昇した際の記載となっているが、コストが下降した際はどうか。</p> <p style="text-align: right;">【無記名】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の意見募集は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日）」の公表等を踏まえた下請法上の買いたたきに関する下請法運用基準の改正案に係るものです。具体的には、通常支払われる対価を把握することができないか又は困難である給付について、下請法第4条第1項第5号でいう「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」に当たる事例を例示することで、特にコストが著しく上昇している状況における下請代金の据置きについての解釈・考え方を更に明確にするものであり、頂いた御意見については今後の参考とさせていただきます。 ・ 下請法運用基準改正案の第4の5(1)イは、「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」に当たる事例として例示したものです。例示に該当しない場合も含め、個別のケースにおいて下請法上の買いたたきに該当するかどうかは、「下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な |

| No. | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|---|---|
| | | 協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断（下請法運用基準第4の5(1)）」されることとなります。 |
| 21 | <p>・ 改正部分のうち、「イ」の末尾は「据え置かれた下請代金の額」とされているが、この表現だと、コストの上昇率などの経済の実態におよそ見合わないごくわずかな規模で下請代金を増額した場合であっても形式的には「据え置かれた」とはいえないとの議論・疑義を招きかねず、改正の趣旨に沿った取扱いが円滑になされないことが懸念される。</p> <p>このような事情を考慮し、例えば、「経済の実態を勘案した合理的な見直しを行わないままに据え置かれた下請代金の額」等とすれば、運用基準としての明確性がより確実に担保され、改正の趣旨に沿った取扱いがなされることが期待できるのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p> | <p>・ 下請法運用基準改正案第4の5(1)イは、特にコストが著しく上昇している状況における下請代金の据置きについての下請法第4条第1項第5号に係る考え方を明確化するために「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」に当たる事例として、可能な限り具体的に例示したものであり、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、個別のケースにおいて、下請法上の買いたたきに該当するか否かは、従前から下請法運用基準でお示ししているとおりに、「下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断（下請法運用基準第4の5(1)）」されることとなります。</p> |
| 22 | <p>・ 親事業者と下請事業者との価格交渉の結果、親事業者は下請事業者による自由な価格設定として従前どおりに据え置いた下請代金の提示を受ける場合もあるため、下請事業者が据え置いた下請代金を選択すること自体が許されないと受け止められるような記載は避けるべきではないか。</p> <p>このような事情を考慮し、下請法運用基準第4の5(1)イについて「当該給付に</p> | <p>・ 下請法運用基準第4の5(1)イについては、「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」の例示となっています。</p> <p>コスト上昇分の下請代金の額への反映の必要性については、「不当に</p> |

| No. | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|--|--|
| | <p>係る主なコスト（労務費、原材料価格、エネルギーコスト等）の著しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合において、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について下請事業者と明示的に協議することなく、据え置かれた下請代金の額」などとしてはどうか。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p> | <p>定める」の要件を満たすか否かの判断において検討されるものであり、また、従前から下請法運用基準においては「買ったときに該当するか否かは、下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、（中略）原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断（下請法運用基準第4の5（1））」されるところとしており、協議状況が考慮要素とされる旨を記載していることから、原案のとおりとさせていただきます。</p> |
| 23 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 発注者側から受注者側に対しコスト構造を明らかにするよう求めることそれ自体が優越的地位の濫用に該当するリスクがあることもあり、発注者としては受注者側にとっていかなるコストが「主な」コストに当たるかどうかの判断は困難であるので、各業種のコスト構造を調査の上、公表されたい。 ・ いかなる場合に「主な」コストに当たるか、また当該コストの上昇がどの程度であれば「著しい」上昇と判断されるかについて、可能な範囲で明らかにされたい。 ・ 「公表資料から把握することができ」ない場合とは具体的にどのような場合を想定しているか。今回の改正により、「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」の判断においては、コストの著しい上昇を公表資料から把握することができるかどうか判断の分岐点となる場面も想定されるところ、「公表資料から把握することができ」ない場合を明確にしておきたい趣旨からの質問であ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的に同じ業種とされる場合であっても、個別のケースごとのコスト構造の違いなどから、「当該給付に係る主なコスト」を一律にお示しすることは困難であり、個別に判断されるものとなります。 ・ 「著しい上昇」についても、個別のケースごとのコスト構造の違いなどから、具体的な金額や割合を一律にお示しすることは困難であり、個別に判断されるものとなります。 <p>取引の当事者から見て、コストが著しく上昇していることが明らかなのであれば、積極的に価格協議を行うようにしていただきたいと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の取引における「当該給付に係る主なコストの著しい上昇」を示す公表資料の有無についても個別に判断されるものとなります。 |

| No. | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|---|--|
| | <p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の改正は、優越的地位の濫用の成否についても共通する考え方との理解で良いか。 <p>「よくある質問コーナー（独占禁止法）」Q20 では、従前の下請法運用基準と同様、「労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置く」場合につき優越的地位の濫用が問題になるおそれがあるとしていることを踏まえると、同運用基準改正後の第4の5(1)イの記載事項は優越的地位の濫用の成否の判断においても妥当すると考え得るためお伺いする次第である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p> | <ul style="list-style-type: none"> 今回の改正は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえて、下請法上の買いたたきの対価要件、つまり、「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」に係る下請法運用基準の記載を改正することで、この要件に係る解釈・考え方が更に明確になるようにしたものです。 <p>他方、独占禁止法では、「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商習慣に照らして不当に、取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定すること」（第2条第9項第5号ハ）を優越的地位の濫用として禁止しており、下請法と異なり、条文上「対価要件」に当たる規定がありません。</p> <p>また、下請法の買いたたきに相当する濫用行為の類型としては、優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方に「取引の対価の一方的決定」として考え方をお示ししているものの、該当するかどうかには当たっては「通常の購入価格又は販売価格との乖離の状況、取引の対象となる商品又は役務の需給関係等を勘案して総合的に判断する（優越GL（第4の3(5)ア)）」としています。</p> |
| 24 | <ul style="list-style-type: none"> 下請法運用基準改正案第4の5(1)イにおいて、「コストの著しい上昇」と記載があるが、例示されている「最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率」については、必ずしもその上昇と個別の取引当事者の労務費が全くの比例関係にあるとは限らないのではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> コスト上昇局面における価格据置きが下請法上の買いたたきに該当するおそれのあること自体は、従前から下請法運用基準（第4の5(2)ウ、エ）においてお示してきたものです。今般の改正は「労務費の適切な転嫁のため |

| No. | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|---|---|
| | <p>個別事情を勘案して取引価格は設定されることが通常取引行動であるところ、一般かつ公開の情報のみで個別の取引についての価格の是非は判断できないのではないかと思われ、この項は不適切ではないかと思われる。</p> <p style="text-align: right;">【無記名】</p> | <p>の価格交渉に関する指針（令和5年11月29日）」を踏まえ、解釈を更に明確にするために「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」に当たる事例として、一例をお示ししたものであり、下請法運用基準改正案第4の5（1）イの記載は適切なものと考えています。</p> <p>なお、個別の行為が買ったときに該当するか否かは、「下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断（下請法運用基準第4の5（1）」されることとなります。</p> |
| 25 | <p>・ 下請法運用基準改正案では、「従前の給付に係る単価で計算された対価に比し著しく低い下請代金の額」を、「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」として取り扱うこととされているが、例えば主要な原材料が値崩れして安価になったなど、合理的な理由に基づいて下請代金の額が従来より安く変更されることもあることから、「従前の給付に係る単価で計算された対価に比し合理的理由なく著しく低く設定された下請代金の額」などと修正すべきである。</p> | <p>・ 下請法運用基準改正案の第4の5（1）アについては、下請事業者の給付の内容が、従前の給付と同種又は類似のものであった場合、従前の給付に係る単価で計算された対価に比べて著しく低い下請代金を「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」として取り扱うというものであり、現行の下請法運用基準から趣旨・内容に変更はなく、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、買ったときに該当するか否かについては、下請法運用基準第4の5（1）において、「給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断」される旨を明記しているところ、今回の改正においても変更するものではなく、下請法運用基準改正案の第4の5（1）アにより、下</p> |

| No. | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|---|--|
| | <p>・ 下請法運用基準改正案では、「当該給付に係る主なコスト（労務費、原材料価格、エネルギーコスト等）の著しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合において、据え置かれた下請代金の額」を、「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」として取り扱うこととしている。しかし、例えば、従前の対価が下請事業者の給付に対する対価として割高であった場合に、最低賃金の上昇率等の公表資料に基づき、当該対価をさらに引き上げないと、「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」として取り扱われることは、不当であると考えられる。</p> <p>このような事情を考慮し、下請法運用基準第4の5(1)イについて「当該給付に係る主なコスト（労務費、原材料価格、エネルギーコスト等）の著しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合において、著しく長期にわたり据え置かれた下請代金の額（給付に係る主なコストと比較して当該下請代金の額が著しく低いと認められる場合に限る。）」などとしてはどうか。</p> <p style="text-align: right;">【無記名】</p> | <p>請代金の額が「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」として取り扱われる場合においても、原材料等の価格動向等は考慮要素の一つとなります。</p> <p>・ 下請法運用基準改正案第4の5(1)イは、特にコストが著しく上昇している状況における下請代金の据置きについての下請法第4条第1項第5号に係る考え方を明確化するために「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」に当たる事例として、一例をお示ししたものであり、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、個別のケースにおいて、下請法上の買いたたきに該当するか否かは、「下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断（下請法運用基準第4の5(1)）」されることとなります。</p> |
| 26 | <p>・ 「価格の据え置き」は、売り手・買い手が価格見直しの協議を行い、売り手が価格の引き上げを求めたにも関わらず、買い手が「価格を据え置く」場合を指しており、売り手が自身の販売方針、価格方針に沿って「価格を据え置く」ことは問題にしていなかったため、この「据え置く」結果になった協議の状況について記</p> | <p>・ 下請法運用基準改正案第4の5(1)イについては、「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」の例示となっています。</p> <p>コスト上昇分の下請代金の額への反映の必要性について</p> |

| No. | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|---|---|
| | <p>載して、意味を明確にすることが必要ではないか。</p> <p>また、各費用の原価構成は仕入先にとっての差別化戦略でもある。親事業者から各種費用の協議を呼び掛けても、仕入先によっては転嫁を希望しないケースも見受けられる。</p> <p>このように、親事業者と下請事業者の合意の上で下請代金の額が据え置かれるケースもあり得るため、下請法運用基準第4の5(1)イの記載を下記のとおり修正していただきたい。</p> <p>「当該給付に係る主なコスト（労務費、原材料価格、エネルギーコスト等）の著しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合において、下請事業者が取引価格の引き上げを要請したにもかかわらず、十分な協議をせずに一方的に据え置かれた下請代金の額、または十分な協議をせずに一方的に引上げを少額に抑えた下請代金の額」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「買ったとき」の該当事例を具体的に示しており理解しやすい。 <p>但し、「例えば、」以降の記載が労務費に特化した内容であるため、他エネルギーコストの事例を導入する、若しくは「上昇を、公表資料等から把握」とするなど、議論の余地があると思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「コストの著しい上昇」があるか否かを判断する公表資料として、原材料価格やエネルギーコストについては何を判断材料とするのか、それらについても明示として明記いただきたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 下請法運用基準改正案では、指標を基準にして、コストの全額転嫁が求められているように読める。 | <p>下請事業者と十分に協議しているかについては、「不当に定める」の要件を満たすか否かの判断において検討されるものであり、また、従前から下請法運用基準においては「買ったときに該当するか否かは、下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、（中略）原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断（下請法運用基準第4の5(1)）」されるところとしており、協議状況が考慮要素とされる旨を記載していることから、原案のとおりとさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原材料価格やエネルギーコストについても、「国内企業物価指数」、「石油製品価格調査」といった「経済の実態が反映されていると考えられる公表資料」に該当する資料が存在しますが、これらを一概に規定することは困難であることから、原案のとおりとさせていただきます。 ・ 下請法運用基準改正案第4の5(1)イについては、下請事業者の給付に係る主なコストが著しく上昇している中 |

| No. | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|--|--|
| | <p style="text-align: right;">【団体】</p> | <p>で、「下請代金の額を据え置いた場合」を「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」として取り扱うものです。</p> <p>なお、個別のケースにおいて、下請法上の買ったときに該当するか否かは、「下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断（下請法運用基準第4の5（1））」されることとなります。</p> |
| 27 | <p>・ 下請法運用基準の改正について、以下の理由から反対する。</p> <p>①主なコストが著しく上昇する経済環境においても、親事業者の創意等により、下請事業者に十分な利益が見込まれる等の場合には、たとえ下請代金が据え置かれたとしても、「著しく低い下請代金の額」には該当しないことも想定されること。</p> <p>②「主なコスト」（特に、原材料価格やエネルギーコスト等）が「著しく上昇」</p> | <p>・ 下請法運用基準改正案第4の5（1）イは、特にコストが著しく上昇している状況における下請代金の据置きについての下請法第4条第1項第5号に係る考え方を明確化するために「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」に当たる事例として、一例をお示ししたものであり、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、個別のケースにおいて、下請法上の買ったときに該当するか否かは、「下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断（下請法運用基準第4の5（1））」されることとなります。</p> <p>・ 「コストの著しい上昇」については、個別のケースご</p> |

| No. | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|---|--|
| | <p>しているか否か、当該上昇が「公表資料から把握することができる」か否か、という適用要件や判断の基準・時期等が必ずしも明確ではないこと。</p> <p>③適用要件や判断基準・時期が不明確であるにもかかわらず、「下請代金を据え置く」という不作為を違法行為として取り扱うことは、事業者に対する予測可能性を欠き、不当な萎縮効果を生ずること。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p> | <p>とのコスト構造の違いなどから、具体的な金額や割合を一律にお示しすることは困難であり、個別に判断されるものとなります。</p> <p>取引の当事者から見て、コストが著しく上昇していることが明らかなのであれば、積極的に価格協議を行うようにしていただきたいと考えています。</p> <p>・ 繰り返しとなりますが、下請法運用基準改正案第4の5(1)イは、特にコストが著しく上昇している状況における下請代金の据置きについての下請法第4条第1項第5号に係る考え方を明確化するために「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」に当たる事例として、一例をお示したものです。</p> <p>個別のケースにおいて、下請法上の買いたたきに該当するか否かは、「下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断（下請法運用基準第4の5(1)）」されることとなります。</p> |
| 28 | <p>・ 取引の対価決定において、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等以外の様々な要素を考慮せずに、「著しく低い」という評価を与えることについては、強い違和感を覚える。</p> <p>加えて、親事業者が当該取引の下請代金のコスト構造を把握できず、具体的に何が「当該給付に係る主なコスト」に該当するか把握できない場合も存在する。こ</p> | <p>・ 下請法運用基準改正案第4の5(1)イについては、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」において「労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受</p> |

| No. | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|---|---|
| | <p>のように、親事業者として何が「当該給付に係る主なコスト」に該当するか把握できない場合であっても、価格を据え置いた場合に例外なく「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」とみなされる規定は、親事業者と下請事業者による健全な交渉を阻害するおそれがあり、かえって下請事業者との取引に支障をきたしかねない。</p> <p>このため、下請法基準改正案どおりの内容で改正がなされた場合、あくまで親事業者が「当該給付に係る主なコスト」を把握できている場合にのみ適用されない。</p> <p>また、下請法運用基準改正案どおりの内容で改正がなされ、それに従って下請法を適用するに当たっては、取引の対価については様々な要素により、総合的に決定されること等を踏まえ、慎重な運用を強く要望する。</p> <p>・上記の趣旨を明確にするため、下請法運用基準改正案の第4の5(1)イについて、以下の下線部を追記する修正を検討していただきたい。</p> <p>「イ 当該給付に係る主なコスト（労務費、原材料価格、エネルギーコスト等）の著しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から親事業者が把握することができる場合において、<u>下請事業者との協議なく据え置かれた下請代金の額。ただし、下請代金の額を据え置くべき合理的理由がある場合はこの限りでない。</u>」</p> | <p>注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。」としていることを踏まえ、労務費をはじめとする、下請事業者の給付に係るコストが著しく上昇している状況で、その上昇の状況が、経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握できる場合において、据え置かれた下請代金の額を、「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」に当たる事例として例示したものです。</p> <p>なお、個別のケースにおいて、下請法上の買ったときに該当するか否かは、「下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断（下請法運用基準第4の5(1)）」されることとなります。</p> <p>・上記のとおり、個別の判断においては、事業者と下請事業者の協議状況をはじめ、様々な要素を総合的に勘案する旨、従前から下請法運用基準に記載していることから、原案のとおりとさせていただきます。</p> |

| No. | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|--|--|
| | <p>・ 下請法運用基準改正案においては、「買ったときに該当するか否かは、下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断する」という、下請法運用基準第4の5(1)の従来の考え方は維持されていることから、上記の修正が受け入れられない場合、改正提案がされている「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」のア、イについては、これらに該当することにより直ちに買ったときに該当するという運用がなされるわけではないという理解でよいか、公正取引委員会の見解を明確に示されたい。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p> | <p>・ 御理解のとおりです。</p> |
| 29 | <p>・ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の著しい上昇は、価格設定に影響を及ぼす重要な要素の一つではあるものの、そのまま価格に転嫁した結果、消費者に支持されない価格となるのは本末転倒であるため、事業者間の自主的な協議・決定を尊重していただきたい。したがって、改正案では、最低賃金の上昇率や春季労使交渉の妥協額等の公表資料からコストの著しい上昇を把握できる場合の据え置かれた下請代金の額を「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」として扱うこととしているが、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」にも記載のあるとおり、受注者の申入れは尊重しつつも、取引依存度や売上に占める労務費の割合、あるいは人手不足解消に向けて共同で取り組む業務改善や創意工夫の効果等、個別の事情についても算定方法の助言や協議の内容とすることができることを規定の中で明確に示すよう修正していただきたい。</p> <p>・ 下請法上の買ったときの解釈・考え方の更なる明確化については、事業者の</p> | <p>・ 下請法運用基準改正案第4の5(1)イは、特にコストが著しく上昇している状況における下請代金の据置きについての下請法第4条第1項第5号に係る考え方を明確化するために「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」に当たる事例として、一例をお示ししたものであり、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、個別のケースにおいて、下請法上の買ったときに該当するか否かは、「下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断（下請法運用基準第4の5(1)）」されることとなります。</p> <p>・ 頂いた御意見については今後の参考とさせていただきます</p> |

| No. | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|--|---|
| | <p>予見可能性を高め、違反行為の未然防止に資するものと考えられるが、その運用に当たっては、業種・業態の特性を十分に踏まえ、個々の事業者の取組状況等を勘案した上、事業活動を委縮させることのないよう慎重に進めていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p> | <p>ます。なお、上記のとおり、個別の判断においては、事業者と下請事業者の協議状況をはじめ、様々な要素を総合的に勘案する旨、従前から下請法運用基準に記載しているところです。</p> |
| 30 | <p>・ 従来から、下請法運用基準第4の5(2)には「買ったときに該当するおそれがある」行為として、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分を反映させずに取引価格を据え置いた場合(ウ・エ)が挙げられ、5-3(1)(2)でその具体例が挙げられていた。そのため、一見すると、今回の改正は従来運用基準で挙げられていた例を確認しただけのようにも見える。</p> <p>ところが、下請法運用基準第4の5(2)、5-3は親事業者が、下請事業者と協議しなかったり、下請事業者から価格引き上げを求められたことを無視するなど、「事業者間の交渉状況」を重要な判断要素としているが、今回の改正は公正取引委員会が「経済の実態が反映されていると考えられる公表資料」から直ちに「著しく低い下請代金の額」を認定することを認めることになる。「公表資料」はあくまで日本経済の一般的な傾向を示すものに過ぎず、当該取引分野における具体的基準になるものではない。賃金や原材料の価格が上昇しても技術革新や経営努力によって当該商品の取引価格が低下することはありうるため、当該取引分野における下請価格が「通常支払われる対価に比し著しく低い」といえるか否かは、当該商品の取引状況や当事者の交渉状況を経て初めて判断できるのであり、「公表資料」という一般的資料だけで判断できるものではない。しかも、どのような公表資料を採用するかは公正取引委員会の裁量に委ねられるから、本改正案では公正取引委員会の裁量範囲を著しく拡大することになる。</p> <p>したがって、本改正には反対する。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p> | <p>・ 下請法運用基準改正案第4の5(1)イは、特にコストが著しく上昇している状況における下請代金の据置きについての下請法第4条第1項第5号に係る考え方を明確化するために「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」に当たる事例として、一例をお示ししたものです。</p> <p>なお、下請法上の買ったときに該当するのは、「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」を「不当に定める」といった要件を満たす場合であり、個別の行為が「買ったときに該当するか否かは、下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断(下請法運用基準第4の5(1))」されることが既に下請法運用基準に明記されていることから、原案のままとさせていただきます。</p> |

| No. | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|--|--|
| 31 | <p>・ 下請法上の買ったときの解釈・考え方を明確化したとのことだが、内容が分かりづらく、親事業者側がいくら注意をしても、公正取引委員会の裁量で全てが違反とされるように感じられる。</p> <p style="text-align: right;">【無記名】</p> | <p>・ 今回の下請法運用基準改正案は、特にコストが著しく上昇している状況における下請代金の据置きについての下請法第4条第1項第5号に係る考え方を明確化するために「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」に当たる事例として、一例をお示ししたものです。</p> <p>なお、個別のケースにおいて、下請法上の買ったときに該当するか否かは、従前から下請法運用基準でお示しているとおおり、「下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断（下請法運用基準第4の5(1)）」されることとなります。</p> |
| 32 | <p>・ 「例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合において」という文言は、下請法運用基準第4の5(2)の事例として追記すべきではないか。</p> <p>・ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に沿った改正であることを明確にする必要があること。</p> <p>また、改正案では、公表資料の上昇率等をそのまま取引価格に反映していないと</p> | <p>・ 下請法運用基準改正案第4の5(1)ア及びイは買ったときの要件の一つである「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」に当たる事例を例示したものであるのに対し、同基準第4の5(2)は、「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」及び「不当に定める」の両要件を満たし、買ったときに該当するおそれがある行為を記載したものとなっているため、原案のままとさせていただきます。</p> <p>・ 下請法運用基準改正案第4の5(1)イは、特にコストが著しく上昇している状況における下請代金の据置きについての下請法第4条第1項第5号に係る考え方を明確化す</p> |

| No. | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|---|---|
| | <p>「買ったとき」と認定されるおそれがあるように考えられること。 これらの理由から、下請法運用基準第4の5(1)イの内容は以下のように修正すべきではないか「例えば、労務費について最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合において、給付のコスト構造に基づく妥当なコスト上昇分を十分に考慮することなく不当に取引価格を据え置くこと。」</p> <p style="text-align: right;">【団体】</p> | <p>るために「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」に当たる事例として、一例をお示ししたものであり、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、個別のケースにおいて、下請法上の買ったときに該当するか否かは、「下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断（下請法運用基準第4の5(1)）」されることとなります。</p> |
| 33 | <p>・ 受注者が発注者と価格交渉をする上で、春季労使交渉の数値を基に引上げ額を提示しても、発注者が労働団体の数値、更には中小企業の数値等の春季労使交渉の数値に比べて低い数値を基に返答する可能性がある。このような場合、親事業者は価格協議に応じて価格を引き上げたことになり、下請法上の問題とならないことになってしまうのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【無記名】</p> | <p>・ 今回の下請法運用基準改正案は、特にコストが著しく上昇している状況における下請代金の据置きについての下請法第4条第1項第5号に係る考え方を明確化するために「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」に当たる事例として、一例をお示ししたものです。</p> <p>なお、個別のケースにおいて、下請法上の買ったときに該当するか否かは、従前から下請法運用基準でお示ししているとおりに、「下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断（下請法運用基準第4の5(1)）」されることとなります。</p> |
| 34 | <p>・ 下請法運用基準改正案第4の5(1)イにおける「例えば」は、「最低賃金の上</p> | <p>・ 下請法運用基準改正案第4の5(1)イについては、</p> |

| No. | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|--|--|
| | <p>昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料」に係るものか、「公表資料から把握することができる場合」にかかるものか。</p> | <p>「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」において「労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。」としていることを踏まえ、労務費をはじめとする、下請事業者の給付に係るコストが著しく上昇している状況で、その上昇の状況が、経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握できる場合において、据え置かれた下請代金の額を、「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」に当たる事例として例示したものです。</p> <p>こうした経緯から、この下請法運用基準改正案第4の5(1)イにおいては、親事業者が「例えば（中略）など経済の実態を反映されていると考えられる公表資料」をもって「主なコストの著しい上昇」を把握できる場合を念頭に置いています。</p> <p>なお、これ以外の場合においても、下請法上の買ったときに該当するか否かは、従前から下請法運用基準でお示ししているとおおり、「下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材</p> |

| No. | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 原材料価格又はエネルギーコスト等についても、どのような公表資料を参照すべきか明らかにするべきである。 ・ 下請事業者の製品単価における労務費等のコストの占める割合を開示させることは問題ないと考えてよいか。例えば、労務費が5%上昇した場合に、これをもって下請代金全体を5%引き上げるのではなく、下請代金のうち労務費の占める割合に相当する金額の5%を引き上げるのが妥当であり、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」9頁においても、「(2) 詳細な理由の説明や根拠資料を求めずに受注者が求める額の妥当性を判断している事例」の2点目で「受注者の労務費の上昇率×当該受注者の対売上高労務费率」に相当する額の引き上げを受け入れることとしている。」との事例がグッドプラクティスとして紹介されていることから、念のため確認するものである。 ・ 新設されたア及びイは、「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」に該当する場合を示す定義であり、それが「不当に定めた」ものであるか | <p>料等の価格動向等を勘案して総合的に判断（下請法運用基準第4の5(1)）」されることとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原材料価格やエネルギーコストについても、「国内企業物価指数」、「石油製品価格調査」といった「経済の実態が反映されていると考えられる公表資料」に該当する資料が存在しますが、これらを一概に規定することは困難であることから、原案のとおりとさせていただきます。 ・ 受注者からの労務費の転嫁の求めに対し、発注者の交渉担当者が社内決裁を通す必要等の理由で受注者の交渉担当者に対して労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を求めること自体に問題はございませんが、価格交渉を行うための条件として、労務費上昇の理由の説明や根拠資料につき、公表資料に基づくものが提出されているにもかかわらず、これに加えて詳細なものや受注者のコスト構造に関わる内部情報まで求めることは、そのような情報を用意することが困難な受注者や取引先に開示したくないと考えている受注者に対しては、実質的に受注者からの価格転嫁に係る協議の要請を拒んでいるものと評価され得るところ、これらが示されないことにより明示的に協議することなく取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請法上の買ったたきとして問題となるおそれがあることに、御注意ください。 ・ 個別のケースにおいて、下請法上の買ったたきに該当するか否かは、従前から下請法運用基準でお示ししている |

| No. | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|---|--|
| | <p>は、別途「買ったときに該当するか否かは、(中略)総合的に判断する」に記載の内容によって判断されるということによいか。</p> <p>例えば、あるコストの著しい上昇を受け、下請代金について協議の場を設けて協議を実施したものの、下請事業者側の技術開発やコスト構造の見直し等といった企業努力により、又は下請事業者側のあえて値上げをしないことで受注拡大を狙う等の戦略により、下請事業者から下請代金の引上げが希望されなかったために下請代金を据え置くこととした場合、当該下請代金は「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」には該当するものの、「不当に」定めたものではないとして買ったときには該当しないと考えてよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「コストの著しい上昇」とはどの程度の上昇を指すのか。何らかの具体的な数値基準又は考慮要素を明らかにすべきではないか。 ・ 「据え置かれた」とは、下請代金の引き上げ自体は行ったものの、その引き上げ率がコスト上昇率に満たない場合も含むか。 <p style="text-align: right;">【個人】</p> | <p>とおり、「下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断(下請法運用基準第4の5(1))」されることとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「コストの著しい上昇」については、業種や商品ごとのコスト構造の違いなどから、具体的な金額や割合を一律にお示しすることは困難であり、個別の事案ごとの判断となります。 ・ 「据え置かれた」には、下請代金の引き上げ自体は行ったものの、その引き上げ率がコスト上昇率に満たない場合は含みません。 <p>なお、下請法運用基準改正案第4の5(1)イは、「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」の例示であり、下請代金の額を一定程度、引き上げていたとしても、そのことのみをもって、「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」に当たらないとはいえず、個別の行為が「買ったときに該当するか否かは、下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通</p> |

| No. | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|--|--|
| | | <p>常の対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断（下請法運用基準第4の5（1））」されることとなります。</p> |
| 35 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「経済の実態が反映されていると考えられる公表資料」とは、具体的にいかなる資料を意味するのか（公表主体、公表方法、公表内容等）。例えば、民間企業が作成した当該企業固有の事情を記載した資料等も含まれるのか。 ・ 「把握することができる」とは、いかなる場合（手段、方法）に把握可能と評価するのか。特定かつ少数宛ての情報開示や口頭による伝達でも該当するのか。 ・ 例えば、公表資料によれば労務費が上昇しているが原材料費が下落している | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率」以外の「経済の実態が反映されていると考えられる公表資料」の例は「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に記載のとおりですが、これらを一概に規定することは困難であり、どのような資料が「経済の実態が反映されていると考えられる公表資料」に該当するかは個別の事案ごとに判断されることとなります。 ・ 下請法運用基準改正案第4の5（1）イについては、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」において「労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。」としていることを踏まえてお示しするものです。 ・ 「把握することができる場合」については、具体的には個別の事案ごとに判断されることとなりますが、上記の経緯から、「公表資料」から把握できる場合を念頭に置いています。 ・ 下請法上の買ったときに該当するかは、下請法運用基 |

| No. | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|--|--|
| | <p>場合で、事業者間において、総合的な判断及び十分な協議によって価格を据え置くことになったケースであっても、労務費が上昇していることから、「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」に該当するのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 買ったとき該当性の最終的な判断は考慮要素を総合的に判断するとあるところ、従来どおり、十分な協議に基づき、両者合意のもとで価格を決定した場合は、買ったときに該当しないと判断してよいのか。 ・ どの程度の乖離があれば、「通常支払われる対価に比し著しく低い」と評価されるのか。 <p style="text-align: right;">【事業者】</p> | <p>準第4の5(1)にも記載があるように、個別の事案ごとに「下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断（下請法運用基準第4の5(1)）」されることとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同上 ・ 個別のケースごとのコスト構造の違いなどから、具体的な金額や割合を一律にお示しすることは困難であり、個別に判断されるものとなります。 |
| 36 | <ul style="list-style-type: none"> ・ このような内容は運用基準ではなく法改正で行うべきと考える。 ・ 「著しい上昇」がどの程度なのか、客観的な基準がなくあいまいであるにもかかわらず、禁止事項である買ったときに含めることに反対である。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の改正は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日）」を踏まえて、下請法違反行為の未然防止の観点から、同指針の行動に沿った対応が求められるところ、下請法上の買ったときの解釈・考え方が更に明確になるよう、下請法運用基準の改正を行うこととしたものであり、適切なものと考えています。 ・ 「コストの著しい上昇」については、個別のケースごとのコスト構造の違いなどから、具体的な金額や割合を一律にお示しすることは困難であり、個別に判断されるものとなります。 <p>なお、下請法上の買ったときに該当するかは、従前から</p> |

| No. | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等が上昇したからといって、当該給付について直接コスト上昇に影響したかどうか明確でないものについてまで親事業者に支払わせることを義務化することは、親事業者に不利益を課すものである。 ・ 改正案の内容では、工程の見直し等による据え置きさえも認められないこととなってしまうのではないか。 <p>また、個人事業主が家庭を作業の場としている場合、家庭生活と切り分けられないような作業場所の光熱費の業務相当分など明確に判断できないものまで親事業</p> | <p>下請法運用基準第4の5(1)に記載があるように、個別の事案ごとに「下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断（下請法運用基準第4の5(1)）」されることとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下請法運用基準改正案第4の5(1)イは「当該給付に係る主なコスト（中略）の著しい上昇を（中略）経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合」であり、「労務費、原材料価格、エネルギーコスト等」はその一例です。 <p>なお、下請法上の買いたたきに該当するかは、従前から下請法運用基準第4の5(1)に記載があるように、個別の事案ごとに「下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断（下請法運用基準第4の5(1)）」されることとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下請法上の買いたたきに該当するかは、従前から下請法運用基準第4の5(1)に記載があるように、個別の事案ごとに「下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であ |

| No. | 意見の概要 | 考え方 |
|-----|---|---|
| | <p>者への支払いを課すことは親事業者に不利益を課すものである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p> | <p>るかどうか等の決定内容、通常の特価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断（下請法運用基準第4の5（1）」されることとなります。</p> |